

公的資金補償金免除繰上償還に係る

公営企業経営健全化計画 (公共下水道事業特別会計)

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：習志野市公共下水道事業特別会計

事業名	公共下水道、流域下水道（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和40年12月30日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	習志野市	職員数（H19. 4. 1現在）	31
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費（円）	108（H18）	公営企業債現在高（百万円）	35,984
累積欠損金（百万円）	-	利益剰余金又は積立金（百万円）	0
不良債務（百万円）	-	財政力指数	0.891
資金不足比率（%）	-	実質公債費比率（%）	13.2（H18）
		経常収支比率（%）	89.9（H18）

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
 3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	習志野市長 荒木 勇
既存計画との関係	集中改革プラン（平成18年度～22年度）に準拠
公表の方法等	習志野市ホームページに公表するとともに20年3月予算委員会で市議会へ報告する。
基本方針	平成18年3月に策定した集中改革プラン（計画期間平成18年度～22年度）に基づき、下水道使用料の受益者負担の原則に則り、見直しを図るなど、下水道事業の経営基盤強化。

- 注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			3,587	3,587
	補償金免除額			858	858
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			567	567

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業	1,809,373	1,328,275	3,558,167	6,695,815
	流域下水道事業	47,052	92,767	28,873	168,692
合 計 (A)		1,856,425	1,421,042	3,587,040	6,864,507
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計負担分					
合 計 (B)				0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,856,425	1,421,042	3,587,040	6,864,507

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業	845,583	967,204	554,034	2,366,821
	流域下水道事業	15,099	28,001	13,301	56,401
合 計 (A)		860,682	995,205	567,335	2,423,222
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計負担分					
合 計 (B)				0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		860,682	995,205	567,335	2,423,222

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>汚水の維持管理経費については、下水道使用料にて全額賄っているものの、汚水資本費については、下水道使用料では全額賄えず、一般会計からの基準外繰出し金によって補填している状況にある。基準外繰出し金の削減に努め、下水道財政の経営基盤の強化のため、概ね3年から4年で使用料改定を実施している。</p>	
経営課題	課 題	料金の適正化による使用料回収率の向上
	<p>汚水の維持管理経費については、下水道使用料にて全額賄っているものの、汚水資本費については、下水道使用料では全額賄えず、一般会計から補填している状況にある。 定期的な下水道使用料改定を実施し、使用料回収率の向上に努めることによって、下水道財政の経営基盤の強化を図る。</p>	
	課 題	汚水維持管理経費の削減
	<p>津田沼浄化センターについて平成21年度から包括的民間委託を実施する予定である。包括的民間委託を実施することにより、津田沼浄化センターの維持管理経費である、人件費の削減が図られる予定である。</p>	
	課 題	
留意事項	課 題	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

（１）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	3,621	3,617	3,689	3,785	3,859	3,935	3,409	3,443	3,581	3,653
		(1) 営 業 収 益 (B)	3,320	2,838	3,053	3,216	3,328	3,289	3,077	2,998	3,077	3,328
		ア 料 金 収 入	1,505	1,563	1,756	1,880	1,874	1,909	1,959	1,989	1,995	2,271
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他 兩	1,614	1,071	1,093	1,135	1,245	1,165	886	807	879	853
			201	204	204	201	209	215	232	202	203	204
		(2) 営 業 外 収 益	301	779	636	569	531	646	332	445	504	325
	ア 他 会 計 繰 入 金	265	753	612	545	516	633	319	432	491	312	
	イ そ の 他	36	26	24	24	15	13	13	13	13	13	
	2 総 費 用 (D)	3,246	3,193	3,100	3,052	2,984	3,099	2,801	2,755	2,837	2,855	
	(1) 営 業 費 用	1,379	1,392	1,382	1,396	1,417	1,601	1,580	1,513	1,585	1,597	
	ア 職 員 給 与 費	167	168	175	161	153	169	169	130	130	130	
	うち退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	イ そ の 他	1,212	1,224	1,207	1,235	1,264	1,432	1,411	1,383	1,455	1,467	
(2) 営 業 外 費 用	1,867	1,801	1,718	1,656	1,567	1,498	1,221	1,242	1,252	1,258		
ア 支 払 利 息	820	516	497	474	448	426	267	279	288	290		
うち一時借入金利息	1	0	0	0	0	3	3	3	3	3		
イ そ の 他	42	56	47	68	69	75	80	85	90	95		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	375	424	589	733	875	836	608	688	744	798		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	2,648	2,248	2,464	2,484	2,723	7,124	4,015	3,690	5,132	6,852
		(1) 地 方 債	755	658	732	815	1,109	5,256	1,686	1,538	2,074	2,891
		(2) 他 会 計 補 助 金	1,026	944	1,049	916	857	1,007	642	775	1,019	1,019
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	222	35	62	130	142	258	1,084	774	1,436	2,339
		(6) 工 事 負 担 金	645	611	621	623	615	603	603	603	603	603
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2 資 本 的 支 出 (G)	3,038	2,814	3,052	3,217	3,572	7,959	4,625	4,377	5,876	7,649	
	(1) 建 設 改 良 費	1,464	1,095	1,195	1,205	1,294	1,833	3,256	2,753	3,998	5,771	
	うち職員給与費	110	105	79	76	66	60	60	60	60	60	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	1,556	1,711	1,850	2,002	2,271	6,126	1,369	1,624	1,878	1,878	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	18	8	7	10	7	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	390	566	588	733	849	835	610	687	744	797		

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	15	142	1	0	26	1	2	1	0	1
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	158	145	890	934	868	0	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0									
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	143	3	891	934	894	1	2	1	0	1
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	770	27					
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	143	3	891	164	1	2	1	0	1
	赤 字 (Q)									
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	75	74	75	75	73	43	82	79	76	77
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	3,320	2,838	3,053	3,216	3,328	3,289	3,077	2,998	3,077	3,328
資 金 不 足 比 率 ((R) / (S) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 現 在 高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 現 在 高	40,504	39,451	38,333	37,146	35,984	35,114	35,431	35,345	35,541	36,554
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	40,504	39,451	38,333	37,146	35,984	35,114	35,431	35,345	35,541	36,554
うちその他に係るもの	0	0	0	0	0					

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	1,879	1,823	1,706	1,680	1,761	1,797	1,206	1,238	1,369	1,254
うち基準内繰入金	1,837	1,310	1,323	1,332	1,452	1,421	1,054	967	1,036	1,006
うち基準外繰入金	42	513	383	348	309	376	152	271	333	248
うち料金収入に計上すべき繰入等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち赤字補てん的なもの	42	513	383	348	309	376	152	271	333	248
資 本 的 収 支 分	1,027	944	1,049	916	857	1,007	642	775	1,019	930
うち基準内繰入金	335	339	367	296	254	174	117	131	144	148
うち基準外繰入金	692	605	682	620	603	833	525	644	875	782
うち赤字補てん的なもの	692	605	682	620	603	833	525	644	875	782

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	82.3	64.3	72.1	72.6	70.6	72.6	85.5	82.0	76.1	86.2	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	75.4	73.7	74.5	74.9	73.4	42.6	81.8	78.6	75.9	77.1	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	51.9	50.4	46.2	44.4	45.6	45.7	35.4	36.0	38.3	35.4
	うち基準内繰入金	(%)	50.7	36.2	35.9	35.2	37.6	36.1	30.9	28.1	28.9	27.6
	うち基準外繰入金	(%)	1.2	14.2	10.4	9.2	8.0	9.6	4.5	7.9	9.3	7.9
	うち料金収入に計上すべき繰入金等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	資本的収入分	(%)	38.7	42.0	42.6	36.9	31.5	14.1	16.0	21.0	19.9	14.9
	うち基準内繰入金	(%)	12.6	15.1	14.9	11.9	9.3	2.4	2.9	3.5	2.8	2.2
	うち基準外繰入金	(%)	26.1	26.9	27.7	24.9	22.1	11.7	13.1	17.5	17.0	12.7
	うち赤字補てん的なもの	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現在(平成16年7月1日改定実施)の料金設定については、汚水維持管理費は全額使用料で賄っているが、汚水資本費については資本費算入率を約42%で設定をしました。前回の改定から、3年を経過していることから、基準外繰出金で補填している「汚水の資本費」を段階的に解消するため、改定予定を平成20年度から改定することとして設定。なお、有収水量については年間約0.1%ずつの増加を見込んで設定しています。
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰入金については、「繰出金の通知」のとおりであるが、基準外繰出し金(使用料で賄えない汚水資本費)については、使用料改定を定期的 to 実施し基準外繰出金を縮減として設定しています。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資、資産売却による収入についてはありません。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成19年度に、利率7%以上の旧資金運用部、公営企業金融公庫について繰り上げ償還可能として、民間資金を繰り上げ償還の財源として借換を行ったものとして公債費については算出。歳入については、下水道使用料を平成20年度から改定し、平成23年度にも改定する予定で計画を作成しています。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>習志野市では、職員数の純減の状況については、平成17年4月1日における普通会計職員数1,376人と公共下水道事業及び国民健康保険事業等の職員65人を合わせ1,441人を削減対象とし、平成22年4月までに100人(6.9%)削減する定員適正化計画を着実に実行します。なお、平成19年4月1日時点では1,391人で、定員適正化計画で定めた目標値1,406人と比較して15人上回る状況となっています。</p> <p>給与構造改革については、平成18年4月1日より実施しました。地域手当につきましても本市は国の基準で10%地域となっていますが、8%支給としております。</p> <p>技能労務職員の給与については、平成20年度中に公表できるよう努力してまいります。</p> <p>退職時特別昇給につきましては、平成18年4月1日にて廃止しました。</p> <p>福利厚生事業につきましては、職員の住環境の変化を踏まえ、平成19年10月1日をもって職員住宅を廃止しました。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用</p>	<p>習志野市で管理運営している、津田沼浄化センターの運営において、平成21年度から包括的民間委託を実施する予定です。包括的民間委託を実施することにより、現在の津田沼浄化センターの維持管理経費である人件費の削減を見込んでいます。</p> <p>- 課題</p> <p>習志野市で管理運営している、津田沼浄化センターの運営において、平成21年度から包括的民間委託を実施する予定です。包括的民間委託を実施することにより、現在の津田沼浄化センターの維持管理経費である人件費の削減を見込んでいます。</p> <p>- 課題</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	料金の適正化については、使用料で維持管理経費は全額賄っているものの、汚水の資本費については、使用料で約55%（18年度決算）を賄い、賄いきれない分については、一般会計からの繰出金で補填している状況であることから、使用料回収率の向上に努め、繰出金で補填している「汚水資本費」を段階的に解消するため、定期的な使用料の改定を実施します。 - 課題
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
経営健全化や財務状況に関する情報公開	地方自治法第243条の3第1項および習志野市「財政事情」の作成および公表に関する条例に基づき、執行状況等を公表するとともに、住民等に分かりやすく情報を開示するため、主要財政指標の比較分析を行う「財政比較分析表」や、企業会計や第三セクター等の経営状況及び財政援助の状況も含めた「総合的な財政情報」を公表しております。
行政評価の導入	平成13年度より行政評価を導入し、職員の意識改革や既存事業の見直しに努めております。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	習志野市で管理運営している、津田沼浄化センターの運営において、平成21年度から包括的民間委託を実施する予定である。包括的民間委託を実施することにより、現在の津田沼浄化センターの維持管理経費である人件費の削減を見込んでいる。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金についてはありません。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	習志野市で管理運営している、津田沼浄化センターの運営において、平成21年度から包括的民間委託を実施する予定である。包括的民間委託を実施することにより、現在の津田沼浄化センターの維持管理経費である人件費の削減を見込んでいる。 料金の適正化については、使用料で維持管理経費は全額賄っているものの、汚水の資本費については、使用料で約5.5%（1.8決算）を賄い、賄いきれない分は一般会計から補填している状況であることから、使用料回収率の向上に努め、繰出金で補填している「汚水資本費」を段階的に解消するため、概ね3年から4年で、使用料改定を実施している。
4 その他	習志野市の平成18年度末の水洗化率は9.5%であるが、未接続世帯については、シルバー人材センターを活用して水洗化普及に努めるほか、水洗便所改造資金貸付金を設け水洗化の普及に努め、有収水量の確保に努めている。

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)
 2 年度別目標等
 (5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	120,879	123,278	125,924	127,514	129,133		131,290	133,482	135,711	137,978	140,282		
	A 増減		2,399	2,646	1,590	1,619	8,254	2,157	2,192	2,229	2,278	2,304	11,149	
	水洗便所設置済人口(人)	114,312	117,764	120,076	121,865	122,639		124,822	127,044	129,305	131,607	133,949		
	B 増減		3,452	2,312	1,789	774	8,327	2,183	2,222	2,261	2,302	2,342	11,310	
	水洗化率(%)	94.6	95.5	95.4	95.6	95.0		95.1	95.2	95.3	95.4	95.5		
	C 増減		0.9	-0.1	0.2	-0.6	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.5
	有収水量(㎡)	12,590,594	13,035,656	13,685,362	14,123,393	14,228,978		14,340,607	14,469,672	14,614,369	14,775,127	14,937,654		
	D 増減		445,062	649,706	438,031	105,585	1,638,384	111,629	129,065	144,697	160,758	162,527	708,676	
	② 使用料単価(円/㎡) (使用料収入/有収水量)	119.6	119.9	128.3	133.1	131.7		133.1	135.4	136.1	135.0	143.4		
	E 増減		0.3	8.4	4.8	-1.4	12.1	1.4	2.3	0.7	-1.1	8.4	11.7	
③ 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)				9.2			0	5.7		5.7	12.0	17.7		
F 増減														
④ 取納率(%)	98.2	98.1	98.4	98.4	98.1		98.1	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1		
G 増減		-0.1	0.3	0.0	-0.3	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
⑤ その他()														
H 増減		0	0	0	0	0	0							
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	97,663	83,474	98,482	110,888	110,934		109,625	102,588	115,269	118,343	123,012		
	増減		-14,189	15,008	12,406	46	13,271	-1,309	-7,037	12,681	3,074	4,669	12,078	
	職員数(人)	34	34	31	29	30		30	30	26	26	26		
	増減		0	-3	-2	1	-4	0	0	-4	0	0	-4	
	⑤ 管理運営費(千円)	4,801,067	4,905,801	4,949,651	5,054,870	5,255,730		5,225,084	4,169,038	4,378,654	4,715,173	4,732,844		
	I 増減		601,323	4,708	155,877	62,283	824,191	-23,839	-338,389	135,216	195,739	12,078	-19,195	
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	40	40	39	40	41		40	31	32	34	34		
	J 増減		5	-1	1	1	6	-1	-3	1	1	0	-2	
	⑥ 汚水処理原価(円/㎡) (汚水処理経費/有収水量)	145.2	186.4	177.9	183.4	186.4		183.3	158.3	166.0	177.4	176.3		
	K 増減		41.2	-8.5	5.5	3.0	41.2	-3.1	-25.0	7.7	11.4	-1.1	-10.1	
汚水処理原価(維持管理費)(円/㎡) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	69.1	72.2	67.0	69.4	63.4		73.7	74.7	71.0	71.2	71.2			
L 増減		3.1	-5.2	2.4	-6.0	-5.7	10.3	1.0	-3.7	0.2	0.0	7.8		
M 増減														
使用料回収率(%) (E/K×1,000)	82.3	64.3	72.1	72.6	70.6		72.6	85.5	82.0	76.1	86.2			
増減		-18.0	7.8	0.5	-2.0	2.0	12.9	-3.5	-5.9	5.2				
⑦ 累積欠損金比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0									
増減														
⑧ 企業債現在高(百万円)	40,504	39,451	38,333	37,146	35,984		35,114	35,431	35,345	35,541	36,554			
増減		-1,053	-1,118	-1,187	-1,162	-870	317	-86	196	1,013				
収入の確保	使用料収入	1,505	1,563	1,756	1,880	1,874		1,909	1,959	1,989	1,995	2,262		
	改善額	105	163	356	480	474	1,578	35	85	115	121	388	744	
	①有収水量の増加													
	②使用料の適正化	105	163	356	480	474	1,578	35	85	115	121	388	744	
	③取納率の向上													
④その他()														
改善額														
経営の効率化	管理運営費	4,801	4,906	4,950	5,055	5,256		5,225	4,169	4,379	4,716	4,733		
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	313	298	298	282	267		270	249	215	213	210		
	改善額	29	44	44	60	75	252	-3	18	52	54	57	178	
	⑤職員給与費の適正化	29	44	44	60	75	252	-3	18	18	20	23	76	
	維持管理費(上記以外)の適正化 (包括的民間委託の導入による人件費の減)									34	34	34	102	
	うち職員給与費中の退職手当													
	⑥その他()													
改善額														
計画前5年間改善額 合計							1,830	改善額 合計					922	

○計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(参考) 補償金免除額 858 (単位:百万円)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

習志野市で管理運営している、津田沼浄化センターの運営において、平成21年度から包括的民間委託を実施する予定である。包括的民間委託を実施することにより、現在の津田沼浄化センターの人員費を年間3,890万円の削減を見込んでいる。

料金の適正化については、使用料で維持管理経費は全額賄っているものの、汚水の資本費については、使用料で約55%(18決算)を賄い、賄いきれない分は一般会計から補填している状況であることから、基準外繰出金の削減に努め、下水道財政の経営基盤の強化のため、概ね3年から4年で、使用料改定を実施している。